

事務事業計画書兼評価表(A表)

1 事務事業に関する基本情報

1 事務事業に関する基本情報					令和	5	年度
事業番号	32		事業名	空き家対策事業			
担当課	企画課		担当係	地域戦略室	担当者	田中 健之	
総合計画に最も 関連ある施策	施策	3	安心安全な暮らしづくり		連絡先	0858-76-0212	
	施策体系	3	住環境整備		事業区分	☐ 新規	
	主な事業	特定空き家等の除却、特定空き家の認定、空き家実態調査				☒ 継続	
予算区分	款	2	総務費		事業実施 主体	☒ 八頭町	
	項	1	総務管理費			☐ その他	
	目	4	企画費		計画期間	開始	
	事業	32	空き家対策事業			終了	

2 事務事業の概要

事業の対象	誰(何)に対してこの事業を行うのか記載。 ・対象家屋:そのまま放置すれば倒壊等の保安上危険となるおそれのある状態にある空き家(特定空き家等)及び空き家 ・対象者:特定空き家等の所有者又は管理者				
事業の目的	誰(何)をどうするためにこの事業を行うのか記載。 ・特定空き家等が倒壊等により周辺の住環境に悪影響を及ぼすことを未然に防止し、町民の安全で健康な生活を確保するとともに、空き家の実態調査を実施し、空き家に関するデータベースを作成する。				
事業の内容・手段	事業の規模や業務量など、また、どういう方法、手順で事業を進めるのか、具体的に記載。 ・空き家の除却について、八頭町特定空き家等判定委員会で、特定空き家等に認定された場合に、該当家屋を解体・撤去する所有者又は管理者に対して補助金を交付し、特定空き家の除却を推進する。 ・空き家実態調査については、空き家の状況が活用できるのか、危険があるのか調査を実施する。				
事業の成果到達点	どんな成果を得たいのか、または、何がどうなれば達成か、具体的に記載。 ・特定空き家等を除却することで、町民の安全で健康な生活を確保する。				
根拠法令等	1	1. 法令(義務) 2. 法令(任意) 3. 条例 4. 規則・要綱等 5. なし			法令等名→ 空き家等対策の推進に関する特別措置法

3 活動指標、成果指標

活動指標		単位	事業の手段を図るものさし	
	A	件	特定空き家等の所有者又は管理者への指導件数	
	B	件	特定空き家等の所有者又は管理者への勧告件数	
	C			
	D			
成果指標		単位	事業の成果、到達点を図るものさし	
	A	件	特定空き家等の除却件数	
	B			
	C			
	D			

4 コスト

区分		単位	R2年度	R3年度	R4年度		R5年度		R6年度
			実績	実績	目標	実績	目標	実績	目標
活動指標	A	件	7	8	10	14	10	8	10
	B	件	14	12	15	10	15	6	15
	C								
	D								
成果指標	A	件	5	4	6	11	7	8	6
	B								
	C								
	D								
トータルコスト		千円	7,182	7,701	14,570	17,992	11,880	14,718	11,080
担当職員数		人	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
職員人件費		千円	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200
事業費		千円	3,982	4,501	11,370	14,792	8,680	11,518	7,880
事業費財源内訳	国庫支出金(交付金・補助金)	千円	1,985	2,105	5,620	7,346	4,300	5,749	3,900
	県支出金(交付金・補助金)	千円	993	1,125	1,875	2,738	2,150	2,875	1,950
	地方債(借入金)	千円	0	0	0	0	0	0	0
	事業収入(使用料・参加費等)	千円	0	0	0	0	0	0	0
一般財源(単町費)		千円	1,004	1,271	3,875	4,708	2,230	2,894	2,030

事務事業計画書兼評価表(B表)

5 実施活動内容・成果(到達点)

令和 5 年度

実施活動内容・成果(到達点)	実施活動内容(具体的に)
	・集落や住民等から情報提供のあった危険家屋や放置家屋を判定し、除却等を速やかに行うよう指導・勧告をなされた特定空き家等に対し、解体工事費に係る経費に補助を行い、所有者等が自発的に除却を行うことを推進するとともに町内の生活環境や治安の維持を図る。
	成果(具体的に)
	・令和5年度における特定空き家の除却件数は8件であるが、この内、補助事業の活用による除却が7件、略式代執行による除却が1件である。略式代執行により除却した物件は、通学路になっている町道沿いにあり、所有者等が不明・不存在の状態に陥っていた。ここ数年で損壊がかなり進み、近隣住民の生命・財産に危険を及ぼす状態で緊急に解体撤去すべきと判断し、町が代執行として除却を行った。

6 事務事業の評価

評価項目	評価点	点数	チェックポイント	判断理由・評価コメント(具体的に記入のこと)
必要性 (町民ニーズ)	20	20	①必要性が高い	・特定空き家のような放置危険家屋は、今後、過疎化や少子高齢化が深刻化する中で件数が増えていくことが予想される。特定空き家は近隣住民の生活環境の悪化や災害時におけるライフラインの妨害等の危険性をはらむものであり、当事業に対する町民ニーズは非常に高い。
		13	②どちらかと言えば必要性がある	
		7	③必要性が低い	
		0	④必要性がない	
妥当性 (町が行わなければならないか)	20	20	①町が行わないといけない	・空き家を含む不動産の適正な管理について、本来であれば当該不動産の所有者等が行うことが原則である。しかしながら、急増する放置危険家屋を少しでも減らし、住民の生命財産を守るためにも、町が所有者等の解体事業費に補助を行い除却を促すことについては、妥当性がある。
		13	②どちらかと言えば町が実施	
		7	③妥当性が低い	
		0	④妥当性がない	
効率性 (コスト削減の余地は無い)	13	20	①効率的である	・特定空き家の除却に対する補助事業は、鳥取県内をはじめ全国的に実施されている。その補助率や上限額等は各自治体により異なるものであるが、近年、解体費用や産廃費用等が高騰していることから、所有者等の負担を軽減し、除却を推進するためにも、現行の事業内容で適切である。
		13	②どちらかと言えば効率的である	
		7	③どちらかと言えば非効率的である	
		0	④非効率的である	
緊急性 (他事業に優先し実施する必要があるか)	20	20	①緊急性が高い	・特定空き家として指導を受けた空き家は、手つかずのままだとさらに劣化が進行し、周囲に対する危険性を増加させる。近隣住民の安全、生活環境の改善等のため、当事業により除却を推進することは緊急性が高い。
		13	②比較的緊急性がある	
		7	③緊急性が低い	
		0	④緊急性がない	
成果 (目的の達成状況)	20	20	①成果が上がっている	・当補助事業があることを知った所有者等の多くは事業を活用して特定空き家を除却している。令和4年度における特定空き家の除却件数は前年と比較し、倍以上に増え、生活環境の改善や近隣住民の安全等の成果があった。
		13	②どちらかと言えば上がっている	
		7	③どちらかと言えば上がっていない	
		0	④成果が上がっていない	

7 町の方向性・方針

事業の方向性	問題点及び今後の課題・方向性
1 拡充する	(事業活動に当たり、一番の問題点として捉えていること。重点的に手当てする事柄、改善点、工夫したい箇所) ・特定空き家等判定委員会で特定空き家に認定された物件の所有者の多くは、空き家の現状等について理解を示し、当補助事業を活用して除却を行っている。しかし、中には空き家を巡る親族間での争い等のため、長年にわたり放置されている特定空き家も存在する。空き家といえども個人の財産であるため、町としての介入は慎重にならざるを得ない実情もある。 (上記問題点を解決していくため、次年度どんな活動を展開していくのか) ・令和5年度の除却実績の中には、略式代執行により町が解体撤去工事を行ったものがある。当該物件は所有者不明・不存在の状態に陥り、誰も手出しすることができないまま老朽化が進み、近隣に危険を及ぼす状態になってしまった。 ・このような物件を増やさないため、空き家の早期解決を促す周知やPRを促進するとともに、放置家屋の所有者等への働きかけをしていく必要がある。
2 改善・効率化し継続	
3 現状維持	
4 見直しの上縮小する	
5 終期設定し終了	
6 廃止	